2　新基準法第一三条の三の規定は、公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）第三〇条の三第一項に規定する申請の時の属する日（同法第三〇条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあっては、同法第三〇条の五第四項の規定による申請の日）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用するものとした。（附則第二条第二項関係）

3　二による改正後の公職選挙法の規定は、二の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙について適用するものとした。（附則第二条第三項関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、二については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第一七二号）（総務省）

1　投票管理者等の住所の一部の告示に関する事項

市町村の選挙管理委員会が投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又はこれらの職務代理者を選任した場合に行う住所及び氏名の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができることとした。（第二五条、第六八条及び第八一条関係）

2　病院の不在者投票管理者の職務代理者となる者の要件に関する事項

病院の不在者投票管理者の職務代理者に医師又は歯科医師以外の者もなることができることとした。（第五五条第九項関係）

3　選挙公営に関する事項

㈠　選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第一〇九条の四関係）

㈡　選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所の立札及び看板の類、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類、選挙運動用ポスター並びに個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第一〇九条の七、第一〇九条の八、第一一〇条の二～第一一〇条の四、第一二五条の三及び第一三二条の三の二関係）

4　点字投票で使用することができる点字に関する事項

盲人が投票に関する記載に使用することができる点字に、特殊音及びアルファベット等を追加することとした。（別表第一関係）

5　施行期日等

㈠　この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用することとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十六号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第一条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

区市町村	投票区の選挙人の数	投票日	平日	休日
区	五百人未満		一四四、七九三円	一二三、九七三円
	五百人以上千人未満		一五六、〇四七	二六六、二七二
	千人以上二千人未満		二一一、六三八	三四三、九〇八
	二千人以上三千人未満		二三五、五八一	三六七、八五一
	三千人以上五千人未満		二五九、九四四	三九二、二一四
	五千人以上一万人未満		二九一、七五八	四四六、〇七三
	一万人以上一万五千人未満		三三五、四七一	五五五、九二一
	一万五千人以上二万人未満		三七八、七九五	六二一、二九〇
	二万人以上		四〇二、一四三	六八八、七二八
市	五百人未満		一一三、五六三円	二〇一、七四三円
	五百人以上千人未満		一二九、五四一	二一七、七二一
	千人以上二千人未満		一四六、〇二三	三二八、二九三
	二千人以上三千人未満		一六四、二〇一	三七八、三〇五
	三千人以上五千人未満		一七七、九九〇	四〇一、七二一
	五千人以上一万人未満		二〇四、三五一	四六二、〇三六
	一万人以上一万五千人未満		二三一、二一九	五二三、七〇七
	一万五千人以上二万人未満		二六〇、二八四	五八九、〇〇六
	二万人以上		二九二、一四三	六六〇、一八六
町村	五百人未満		一一三、五六三円	二〇一、七四三円
	五百人以上千人未満		一二五、二三七	二三五、四六二
	千人以上二千人未満		一三七、七七六	三二二、〇九一
	二千人以上三千人未満		一五〇、一八七	三五八、〇八一
	三千人以上五千人未満		一六四、一三八	三六四、一三八
	五千人以上一万人未満		一七七、七七八	四〇八、五三八
	一万人以上一万五千人未満		一九〇、四三六	四四二、〇四三
	一万五千人以上二万人未満		二〇三、〇〇六	四七一、一五一
	二万人以上		二一六、〇一八	五〇二、七四八

区市町村	投票区の選挙人の数	投票日	平日	休日
区	五百人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	五百人以上千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	千人以上二千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	二千人以上三千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	三千人以上五千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	五千人以上一万人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	一万人以上一万五千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	一万五千人以上二万人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	二万人以上		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
市	五百人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	五百人以上千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	千人以上二千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	二千人以上三千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	三千人以上五千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	五千人以上一万人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	一万人以上一万五千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	一万五千人以上二万人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	二万人以上		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
町村	五百人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	五百人以上千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	千人以上二千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	二千人以上三千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	三千人以上五千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	五千人以上一万人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	一万人以上一万五千人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	一万五千人以上二万人未満		四八、二七〇円	一三六、四五〇円
	二万人以上		四八、二七〇円	一三六、四五〇円